

一般社団法人和食文化国民会議 「定款」 一部改定について

平成 30 年 6 月 6 日

一般社団法人和食文化国民会議

会長 伏木 亨

平成 30 年(2018 年)6月6日定時社員総会終了時より「定款」を下記対照表の通り一部改定いたします。

(下線部分は改正箇所)

改 定 後	旧
<p>(役員の設置)</p> <p>第 21 条</p> <p>3 <u>会長以外の理事のうち、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名以上3名以内を常務理事とする。その他の理事のうち、1名を会長代行とすることができる。</u></p> <p>(名誉会長、顧問及び相談役)</p> <p>第 28 条</p> <p>5 <u>顧問及び相談役の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p>	<p>(役員の設置)</p> <p>第 21 条</p> <p>3 会長以外の理事のうち、1名を会長代行、1名以上3名以内を副会長、1名を専務理事、1名以上3名以内を常務理事とする。</p> <p>(名誉会長、顧問及び相談役)</p> <p>第 28 条</p> <p>5 名誉会長、顧問及び相談役の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。</p>

以上